

令和4年12月13日

門真市議会議長

大倉 基文 様

総務建設常任委員会

委員長 滝井 稔元

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 2 議案第54号 市道路線の認定について
- 3 議案第55号 市道路線の変更について
- 4 議案第58号 門真市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 5 議案第59号 門真市個人情報保護審査会条例の制定について
- 6 議案第63号 門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 7 議案第64号 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 8 議案第65号 門真市情報公開条例の一部改正について
- 9 議案第66号 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 10 議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 11 議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 12 議案第71号 令和4年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項

13 議案第72号 令和4年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：令和4年12月1日（木）

○議案第58号 門真市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

（議案の内容）

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。

（主な質疑と答弁）

問	条例制定の趣旨は。
答	個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、従来は地方公共団体ごとに異なっていた個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールが定められることとなる。 同法において必要最小限で条例により各地方公共団体が独自の規定を設けることが可能とされているため、必要とする事項について条例で定めるものである。
問	従来は各自治体が条例で規定していたものが法で規定されることで、個人情報保護制度の後退とはならないか。
答	条例の制定に当たっては、門真市個人情報保護審議会から市が考える方向性について妥当である旨の答申を得ており、また、従来の制度と比べ、開示決定期限等、市民の利便性が低下しないよう考慮するなどしており個人情報保護制度の後退とはならないと認識している。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第59号 門真市個人情報保護審査会条例の制定について

（議案の内容）

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項及び門真市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、門真市個人情報保護審査会を設置する。

（主な質疑と答弁）

問	現行制度における門真市個人情報保護審査会と門真市個人情報保護審議会の役割は。
答	門真市個人情報保護審査会は、自己に関する保有個人情報の開示請求等に係る市の決定に対し不服があるとして審査請求があった場合、また、門真市個人情報保護審議会は、個人情報保護に関する制度変更や個人情報の外部提供等を行う場合に、市の諮問に応じて調査審議することを役割としている。
問	改正法施行後に機能を統合する理由は。
答	個人情報の取扱いが法定化されることなどに伴い、門真市個人情報保護審議会への諮問事項が限定されることから個別の機関として設置する必要性は高くないと判断し、門真市個人情報保護審査会と門真市個人情報保護審議会の機能を統合し一つの機関とするものである。
問	統合により機能が後退することはないのか。
答	新たな門真市個人情報保護審査会の諮問事項に市独自の審議項目を追加していることなど

から、統合により機能が後退するとは考えていない。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第63号 門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

(議案の内容)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物に関する制限を定める。

(主な質疑と答弁)

問 条例制定の目的は。

答 地区計画で定める建築物の制限を建築基準法に基づく建築確認の審査事項とすることで、より実効性の確保を図るものである。

問 制限の内容は。

答 建築物の用途に関する、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の規制である。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第66号 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について  
(議案の内容)

公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができる要件を見直し、指定管理者候補者選定委員会の委員の定数に関する例外規定等を定める。

(主な質疑と答弁)

問 一部改正の趣旨は。

答 公募によらずに指定管理者の候補者を選定できる要件について、これまで本市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体としていたものを見直すとともに、非公募理由の公表、5人以内としている指定管理者候補者選定委員会の委員の定数に関する例外規定を定めるものである。

問 条例第4条の「公の施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。」「公募を行わないことについて当該公の施設の設置目的を効果的に達成することができる合理的な理由があるとき。」とは、どのような場合か。

答 社会福祉施設等、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合、法人等の役割と施設の設置目的・機能の全部または一部が合致する施設であり、当該法人等が管理運営を行うことで安定的・効果的な施設運営が期待できる場合、また、施設の在り方について検討中の施設や近く廃止することとしている施設について、検討の結果が出るまでまたは廃止するまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合等を想定している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4387万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719億1070万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：乗合タクシー社会実験運行事業 29万8000円】

問	5年度から乗り合いタクシーの社会実験を実施するに至った経緯は。
答	門真市総合交通戦略において、市内公共交通については今後、利用状況に応じた効率的な輸送システムの検討が必要と位置づけていることから、門真市地域公共交通会議において、タクシーなどを活用し、行き先や利用時間等を自由に選択可能なデマンド型の小規模乗合型輸送システムを導入することとし、まずは区域と利用対象者を限定し、最長3年間の社会実験を行うに至ったものである。
問	乗り合いタクシーの利用区域は。
答	生活利便施設が集中する鉄道駅周辺から離れ、高齢化率が高い地域を利用区域とし、市南東部の門真団地を中心とする半径約1km圏を社会実験区域に設定した。
問	乗り合いタクシーの対象者は。
答	高齢者、障がい者、妊産婦及び小さな子ども連れなど、移動が負担と想定される者である。
問	コミュニティバス廃止との関連性は。
答	乗り合いタクシーの運行に関しては以前から導入に向けた検討をしており、コミュニティバスの廃止との関連性はないが、廃止が決定したことから、その時期に合わせて乗り合いタクシーの社会実験の実施を決めたものである。
問	コミュニティバスの廃止により地下鉄門真南駅へのルートがなくなるなど、市民の利便性が低下することとなるが、その代替について市の考えは。
答	地域住民の声等を聴取し、周辺地域と同駅を結ぶ新たな公共交通の在り方を検討する。

【歳出：門真中央線安全対策調査業務委託料 643万5000円】

問	門真中央線安全対策調査業務委託の概要は。
答	市道門真中央線の国道163号の柳町交差点から門真小学校南西の交差点までの北向き一方通行化について、規制の可否の判断材料として、さらに周辺道路への影響を調査するよう警察から指示を受け、休日を含めた3日間、終日一方通行とする実証実験を行うものである。
問	一方通行化に伴う懸念事項は。
答	現在、市道浜町桑才線から国道163号柳町東交差点での右折待ちなどによる滞留が多い状況であり、一方通行とした影響により、さらに滞留が多くなることを警察が懸念している。
問	一方通行化の規制自体が困難になる可能性は。
答	これまでの警察協議によって判断基準は示されていないが、周辺道路へ著しく影響があった場合は、規制自体が困難になる可能性があるという聞き及んでいる。
問	警察から判断基準が示されていない状況について、市の見解は。
答	実証実験の結果を踏まえて、総合的に判断されるものと考えている。

問 今後の展望は。

答 4年度内の本整備は見送ったが、引き続き暫定整備に向けた協議を進め、一方通行化の実現に向け鋭意取り組んでいく。

【債務負担行為：知事選挙及び府議会議員選挙事務委託 2292万6000円】

問 統一地方選挙を来年4月に控え、前回の参議院議員選挙でイオン古川橋駅前店に新たに設置した期日前投票所については、一定の効果があつたと判断され再び開設するとのことであるが、設置場所がイオン古川橋駅前店となった経緯は。

答 投票所が分散されることで混雑が緩和され、新型コロナウイルス感染症の3密対策となるよう、期日前投票所を増設することを検討した。

その際、選挙人にとって利便性の高い商業施設等に期日前投票所を設置することで投票率の向上にも資すると考え、市内の商業施設等を検討した結果、必要な面積を有していたイオン古川橋駅前店に開設することとなった。

問 同イオン古川橋駅前店で期日前投票を継続することで、期待される効果は。

答 駅前で期日前投票を継続することにより、公共交通機関を利用する選挙人が投票できるなどの利便性を生かし、投票機会の確保と投票率の維持・向上が期待できる。

【歳出：市営住宅維持管理事業

工事請負費（資産） 9075万円】

問 千石西町南北線拡幅整備の内容は。

答 延長約251mの区間について、車道6.7m、両側歩道2.3mを確保し、現況幅員約6.5mを幅員11.3mに拡幅するものである。

問 仮称千石西町東西線の整備内容は。

答 千石西町南北線と同様の幅員を確保し、延長約144mの道路を新設するものである。

問 安全対策等について、市の考えは。

答 両路線とも両側歩道とし、また、仮称千石西町東西線の線形について、門真千石西町住宅が道路で分断されないよう計画するとともに、クランク形状とすることで車両のスピードを抑制する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第54号「市道路線の認定について」は、開発等以外の理由で認定する路線がある理由などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第12号中、所管事項並びに議案第55号、第64号、第65号、第67号、第71号中、所管事項及び第72号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和4年12月13日

門真市議会議長

大倉 基文 様

民生水道常任委員会

委員長 吉水 志晴

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）
- 2 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 3 議案第56号 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の締結について
- 4 議案第60号 門真市文化や情報とふれあう手話言語条例の制定について
- 5 議案第61号 門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 6 議案第62号 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 7 議案第69号 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 8 議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 9 議案第71号 令和4年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項

- 10 議案第72号 令和4年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 11 議案第73号 令和4年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第74号 令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

審査日：令和4年12月2日（金）

○承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2050万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717億6683万2000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：プレミアム付商品券発行事業（新型コロナ対策） 1億6128万1000円】

問	22歳以下の市民が対象のプレミアム付商品券の配布時期は。
答	11月26日から順次発送しており、12月23日までに送付完了予定である。
問	商品券の配布方法は。
答	対象者1人につき額面6500円分の商品券1冊を世帯主及び対象者の氏名を記載し、ゆうパックで配送する。また、不在等が理由の再配達は、郵便局の保管期間終了後、事務局にて商品券使用期間満了まで保管し、対象者等の申出により、改めて配布する予定である。
問	基準日である4年10月1日の翌日以降に転居した者への対応は。
答	本事業は、4年10月1日時点で本市の住民基本台帳に登録のある22歳以下の者を対象としており、10月2日以降に他市へ転出した者も対象となる。また、郵便局に転居届を提出した場合は、転居先の対象者に配送予定である。

（その他の質疑項目）・介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の支援額について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○議案第56号 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 工 事 名  | 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事      |
| 2 | 契約の方法  | 総合評価一般競争入札  |
| 3 | 契約金額   | 32億1200万円   |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市此花区西九条5丁目3番28号<br>エスエヌ環境テクノロジー株式会社<br>代表取締役 辻 勝久 |
| 5 | 完成期限   | 令和6年3月31日   |

(主な質疑と答弁)

問	基幹的設備改良工事の目的と概要は。
答	本改良工事は、5号炉のみの稼働による効率的な事業運営を目的として、施設の機能回復と二酸化炭素排出量の削減等に資する機能向上を行い、延命化を図るものである。
問	業務発注に向けて作成した要求水準書の詳細は。
答	当該基幹的設備改良工事及び5年度から12年度までの管理運営業務を包括して一括発注することから、発注支援業務受託事業者の技術的及び法務的観点により提案された原案を受け、精査した後、学識経験者、弁護士及び本市職員等で構成する門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会にて意見を聴取した上で、最終的に本市として決定した。
問	要求水準書に基づく工事費の積算方法は。
答	今般、当該基幹的設備改良工事に係る事業費調査として、プラントメーカーに見積書徴取を行い、発注支援業務受託事業者が査定した後、過年度の同種工事の見積額や大阪府公共建築工事共通費積算基準等を活用し、精査、査定の上、積算を行った。
問	同改良工事請負契約に際して、入札した業者数と落札率は。
答	総合評価一般競争入札による応募は1業者で、落札率は予定価格に対し99.87%であった。
問	技術的な知識、経験を持った職員の配置について、市の考えは。
答	本市焼却施設の設備等に関し、豊富な知識と経験を持つ職員を配置し、更新工事や補修業務等に対する管理監督、検査業務を行っている。 また、2年度からは、環境水道部に廃棄物処理施設に関する知見を持つ職員を配置し、技術的な助言、指導等も担っている。
問	技術的な知識、経験を持った職員の育成について、市の考えは。
答	公益社団法人全国都市清掃会議主催の廃棄物処理施設積算要領研修会に参加し、工事費の積算等に関する知識、能力の向上に努めている。今後も、本施設の安定稼働に際して、民間のノウハウも活用しつつ、適切な維持管理に努めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

## ○議案第60号 門真市文化や情報とふれあう手話言語条例の制定について

(議案の内容)

手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及並びに手話が言語であること及びろう者に対する理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現する。

(主な質疑と答弁)

問	市民や事業者等が条例の基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供等を可能とするため、市が考える取組は。
答	市民や事業者等の手話に対する理解をより深めるため、手話言語条例制定のパンフレットの作成、市広報紙並びにホームページなどでの手話の啓発、市内施設職員及び利用者等を対象とした手話講習会の実施を検討している。

また、引き続き、毎年12月の障がい者週間において、市民等にろう者をはじめ障がい者への理解を広めるため、合理的配慮や障がい者雇用等について周知していく。

あわせて、毎年、手話に興味のある市在住・在勤の方を対象とした手話奉仕員養成講座の実施及び公的機関や病院等の外出先に手話通訳者を派遣しており、言語としての手話の周知並びにろう者が生活しやすい環境整備に努めていく。

**問** 条例制定後に新たに検討している施策等は。

**答** 手話が言語であること並びに広く手話及びろう者に対する理解を深めるため、新たな手話講習会の実施や動画作成等を検討しており、ろう者とろう者以外の人との意思疎通がしやすい環境づくりの推進に努めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

### ○議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算(第10号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4387万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719億1070万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【債務負担行為：歴史資料館本館撤去等工事 1億4163万7000円

歴史資料館敷地分筆・境界画定業務委託 333万7000円】

**問** 歴史資料館の移転先は。

**答** 公共施設等マネジメント戦略会議において審議し、門真市公共施設等総合管理計画の実施方針において、施設規模の抑制、集約化等の推進が掲げられていることから、門真の歴史文化を継承するにふさわしい門真市立市民交流会館中塚荘に移転、集約することが決定した。

**問** 今後の移転スケジュールは。

**答** 移転候補地である中塚荘の指定管理期間が6年度末までであるため、翌7年度において、展示室の改修や執務室の仕様変更を行い、収蔵物の移設や展示の準備を行う想定である。  
移転に関しては、門真市文化財保護審議会の審議会委員や市民学芸員の意見を踏まえて展示レイアウトの設計を進めるとともに、開館時間や休館日の設定、貸館業務の範囲等、運営手法についても検討を進めていく。

**問** 移転に当たり、歴史的資料の一層の充実が必要と考えるが、市の考えは。

**答** 現在、歴史資料館は本館撤去に伴い、展示スペースがないことから、図書館等の社会教育施設での巡回展示を実施している。今後は展示手法をはじめ、市指定文化財の活用を念頭に置きながら歴史的資料の充実を図れるよう、引き続き検討していく。

**問** 歴史資料館本館跡地の活用方法は。

**答** シルバー人材センターの事務用地としての活用を考えている。

**問** 今後のスケジュールは。

**答** 本館撤去等工事、敷地の境界画定、分筆の後、同センターが事務所を建設し、6年10月に新事務所の運用を開始する想定である。

問	同跡地利用の方針を決めるに当たり、他の候補地は検討したのか。
答	<p>同センターが事務所・作業所として使用してきた場所については、庁舎エリア整備の対象地域内にあることから、事業着手までに移転の必要があり、これまでリサイクルプラザをはじめ他の公共施設や民間保有施設等を候補地として検討されてきた。</p> <p>これら施設には、必要な施設規模や費用面の条件が整わず、同センターにおいて、市有地を安価で借り自主財源で事務所を建設する方針が決定され、4年1月に要望書として市に提出された。その後、同センターと土地面積や地理的条件等、様々な協議を重ねた結果、歴史資料館の跡地活用が最適と判断したものである。</p>

【歳出：総合体育館運営管理事業 消耗品費 48万円

総合体育館用備品等 9万円

債務負担行為：総合体育館運営管理事業 429万7000円】

問	総合体育館の床への損傷はいつ頃から見受けられたのか。
答	平成29年5月の開館以降、同年夏頃から移動式バスケットゴール倉庫前の歪みや床の剥がれがあったことを指定管理者より報告を受けている。
問	総合体育館は開館後5年が経過した程度であるが、床の損傷は一般的なもののなのか。
答	<p>総合体育館の床は天然木材を使用しているため、温度や湿度の影響で、木材の伸縮によるささくれや割れが程度の大小はあるが、経年により発生するものとされている。</p> <p>しかしながら、現在発生しているメインアリーナでのささくれや割れなどについては、他市の体育施設と比べ、劣化が激しいと考えている。</p>
問	バスケットゴールを移動する箇所の損傷が特に激しいと聞かすが、使用の想定はなかったのか。
答	設計段階当初から想定していた。
問	今回購入を考えている養生パネルなどで床への負担は軽減できるのか。
答	移動式バスケットゴールなど重量物から床面を保護する目的で作られており、動線に敷くことで荷重の影響を軽減できるものとする。
問	床が傷んだまま移動式バスケットゴールを使用することで、損傷拡大のおそれはないのか。
答	<p>このまま使用を続けた場合には劣化を拡大させるおそれがあるため、速やかに養生パネルを購入し、運用を開始する。</p> <p>今後も日常点検を徹底し、劣化に応じ速やかに養生補修等の対応を行う。</p>
問	床の張り替えには多額の改修費用が必要となるが、無駄な投資になることはないのか。
答	今回、利用者の安全面を最優先に考え、できる限り早期に対応できるよう、全面改修を想定した実施設計予算を計上している。今後は、施工業者や指定管理者とも協議し、費用対効果にも考慮しつつ最適な手法を検討していく。
問	改修費用はどの程度必要なのか。
答	施工方法により違いはあるが、全面改修の場合はおおむね1億円程度が見込まれる。
問	施工業者の保証等の取扱いは。
答	3年3月に保証期間満了の点検を実施済みであり、施工業者からは、使用による損傷で施工不良による瑕疵とは考えていないと回答がされている。

しかし、開館後5年程度での現状であることから、現在、市顧問弁護士と相談しつつ施工業者との協議を進めている。

【債務負担行為：リサイクル施設閉鎖業務委託 1972万9000円】

問 リサイクル施設閉鎖業務委託の主な内容は。

答 各設備の残渣等の清掃業務、圧縮機等の作動油や排水処理設備の薬液の抜き取り、それらの産業廃棄物の処理のほか、自動倉庫にある選別後の資源ごみなどの出庫業務等を行う。

問 プラント部門の廃止後、同施設全体の活用方法は。

答 これまで通り、執務室、会議室及び啓発施設等として使用を継続するとともに、1階プラントホームでは、新たに可燃ごみの中継輸送及び展開検査の場所として活用する。

問 リサイクルプラザ建物の活用方法は。

答 ごみ処理広域化に関連し、大阪広域環境施設組合及び構成4市との協議により、リサイクルプラザ用地を活用して、市民持込みごみの受入れ施設を整備することなどが考えられる。

(その他の質疑項目)・搬入ごみの展開検査の実施方法について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第61号「門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」は、介護予防のための効果的な支援に関する具体的な内容などについて、議案第62号「門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」は、日常生活圏域の見直しなどについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第11号並びに議案第69号、第71号中、所管事項、第72号中、所管事項、第73号及び第74号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和4年12月13日

門真市議会議長

大倉 基文 様

文教こども常任委員会

委員長 寺西 敬子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 2 議案第57号 門真市立こども発達支援センターの指定管理者の指定について
- 3 議案第68号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 4 議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

審査日：令和4年12月5日（月）

○議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4387万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719億1070万8000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【債務負担行為：子どもの未来応援プログラム事業（3） 1864万4000円】

問 子どもの未来応援プログラム事業について、3年度から4年度までの債務負担額494万2000円を単年度当たり932万2000円に増額した理由は。

答 事業の整理を行い、子どもの未来応援推進員や会計年度任用職員が行っていたキャリア教育イベントの運営等についても次年度以降は委託範囲としたためである。

問 債務負担増額に伴う財源は。

答 これまでと同様に単年度で大阪府新子育て支援交付金約500万円を活用し、残りの約430万円については一般財源とする。

問 子どもLOBBYの委託事業者の選定方法は。

答 市の附属機関である子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会を開催し、選定を行う。なお、委員会の構成は、学識経験者2人、民生委員の代表、こども部長、教育部長の5人を予定している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第12号中、所管事項並びに議案第57号及び第68号は、いずれも理事者の説明を了とし全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。